

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第82号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第12号」を「第13号」に改め、同条第2号中「市税事務所納税室」を削り、「区役所」を「区役所又は」に改め、「区役所出張所又は証明書発行コーナー」を削り、同条中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号を削り、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同条第4号中「又は市税事務所納税室」を「区役所又は区役所支所」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 京都市証明等手数料条例別表第2(3)の項に掲げる手数料（償却資産課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。） 右京区役所京北出張所

第2条第3号中「市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び宿泊税」を「軽自動車税」に、「同表(2)の項に掲げる手数料（償却資産課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。）又は京都市租税特別措置法関係手数料条例別表第2(6)の項に掲げる手数料」を「又は京都市市税条例第78条第4項に規定する鑑札の再交付に係る弁償金」に改め、「市税事務所納税室」の右に「又は右京区役所京北出張所」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 京都市証明等手数料条例別表第2(1)の項に掲げる手数料（市民税及び府民税、固定資産税並びに都市計画税に係るものに限る。）、同表(3)の項に掲げる手数料（土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。）又は同条例別表第7に掲げる租税その他公課に関する証明書の交付に係る手数料（いずれも証明書の交付を請求された時点においては電子計算機の端末機から出力することができない事項のうち、税務職員が当該事項を入力することにより一時的に電子計算機の端末機から出力することができる事項に係る証明に関するものを除く。） 区役所出張所又は証明書発行コーナー

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

(会計室)